

## 申 入 書

令和3年4月30日

〒078-8212

北海道旭川市二条通二十丁目641番地1

有限会社三景スタジオ

代表取締役 大西康弘 殿

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松久三四彦

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目

ほくろうビル4階

TEL:011-221-5884 FAX:011-221-5887

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活専門相談員、学者、弁護士、司法書士など消費者問題専門家により構成されているNPO法人です（詳細は、当法人のホームページ URL <http://www.e-hocnet.info/index.html> をご参照下さい。）。

また、当法人は、平成22年2月25日からは平成21年6月に施行された「改正消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣の認定を受け、差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供にかかる業務）を行なう「適格

消費者団体」としての活動も開始しております。

現在、当法人では、消費者被害の相談について、情報提供やアンケート等多方面からの情報収集を行っており、入手した契約内容に消費者契約法の規定する不当な条項が含まれていないかどうかを検討しております。

この度、貴社のフォトスタジオ運営事業に関する情報が消費者から寄せられ、当法人において貴社のウェブサイト上の記載事項を確認しましたところ、写真撮影のキャンセル料に関して、消費者契約法上の問題点が認められましたので、貴社に対し、以下のとおり申し入れます。

## 第1 申入れの趣旨

申入れの理由に記載するキャンセル料の条項は、消費者契約法第9条第1号に該当する不当な条項であると考えます。

よって、貴社に対し、当該条項の使用中止又は修正を申し入れます。

## 第2 申入れの理由

1 貴社ウェブサイト上の「よくある質問」(<https://www.sankeistudio.co.jp/qa/>)のページについて

(1) 当該ウェブサイト上には、消費者が貴社に対して、「成人・卒業」又は「ウェディング」の写真撮影を依頼した場合のキャンセル料について、

**契約日～撮影8日前：50%**

と記載されています。

当該条項によれば、消費者が写真撮影を申し込んだ契約当日にその撮影をキャンセルしたとしても、消費者は、貴社に対して、契約代金の50%のキャンセル料を支払わなければならないこととなります。

(2) しかしながら、消費者契約法第9条第1号によれば、「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」は、「当該超える部分」について、無効とされています。

(3) これを貴社が公表している上記のキャンセル料に関する条項についてみますと、まず、同条項は、「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」であることが認められます。

そして、貴社に写真撮影を依頼した消費者は、例えば、撮影日の1年前にキャンセルを申し出たとしても、貴社に対して50%のキャンセル料（損害賠償又は違約金）を支払うべき義務を負うこととなります。しかし、撮影日の1年前にキャンセルしたような場合は、貴社はキャンセルされた撮影日時に別の撮影予約を入れることが十分に可能であり、キャンセルにより貴社に損害が生じるとは考えられません。そのため、当該条項に定められたキャンセル料は、「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」を超えるものと思料されます。

したがって、貴社が公表している上記のキャンセル料に関する条項は、「平均的な損害の額」を超え、当該超える部分は無効とならざるを得ませんので、当該条項の使用中止又は訂正を申し入れます。

(4) もっとも、貴社において、上記のキャンセル料に関する条項を定めるにあたり、あらかじめ「平均的な損害の額」を算定しているのであれば、当法人においてその合理性を検討したく存じますので、算定根拠を当法人まで開示されますようお願いいたします。

なお、消費者契約法第3条第1項第2号には、事業者と消費者との間に情報・交渉力の差があることを踏まえ、消費者の理解を深めるため、事業

者の努力義務として、消費者契約の締結について勧誘をするに際して、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を消費者に提供することを定めています。その趣旨に照らし、貴社による積極的な情報の開示をお願いいたします。

- 2 以上の次第ですので、本書面に対する貴社のお考えを、令和3年6月4日までに、当法人宛てにご回答くださいますようお願いいたします。

最後に、貴社からのご回答の有無及びご回答いただいた場合のご回答内容につきましては、当法人の活動目的のために公表させていただきますので、その旨、あらかじめ申し添えます。

以上